

徳島県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
一九五号	那賀郡那賀町延野字寺前 一二〇番一地从先から 同 一一五番一地从先まで	八七・五	令和三年三月九日